

## 路面電車活用推進事業に係る補正予算について

区分	項目	金額（千円）
軌道整備事業会計 3年度当初予算	既設線機能向上	294,000
	車両基地改良	18,000
	小計	312,000
軌道整備事業会計 4年1定補正 (支出予算の増額)	車両基地改良	100,000
	低床車両導入	194,000
	小計	294,000
合計		606,000

(一般会計) 4年1定繰越明許費  
 (国の補正予算に伴うもの)  
 100,000千円

(一般会計) 4年1定繰越明許費(その他)  
 計 506,000千円

## (参考)

一般会計においては、地方自治法第213条により、歳出予算の経費を翌年度に繰り越して使用する場合、予算の定めが必要（繰越明許費）となることから、繰越についての議決を得るため、4年1定議会にて予算補正を行っています。

一方、地方公営企業においては、地方公営企業法第26条により、公営企業の管理者は建設改良の経費を翌年度に繰り越して使用することが可能であり、議会には報告をすることになります。

以上の制度上の取り扱いの違いにより、繰越明許費の予算補正項目としては、一般会計分だけが計上されることとなります。